

大分県特別支援教育 推進プラン 2024 (案)

令和〇年〇月
大分県教育委員会

目 次

はじめに 1

第1章 大分県特別支援教育推進プランの策定にあたって

- 1 第三次大分県特別支援教育推進計画の成果と課題について 1
- 2 国の動向や県の施策、社会情勢の変化による課題について 2
- 3 大分県特別支援教育推進プランの策定について 2

第2章 大分県特別支援教育推進プラン

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

(1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校

- ① 自校通級や巡回指導などの通級による指導の充実 5
- ② 特別支援教育コーディネーター等による校内支援体制の充実・強化と個別の教育支援計画の作成促進 6
- ③ 授業実践に対する指導・助言体制の機能強化と「個別の指導計画」の質の向上 7
- ④ 乳幼児期から学校卒業までを通じた一貫した教育的支援の確保と就学・進路選択に関する保護者等への助言体制の機能強化 8

(2) 特別支援学校

- ⑤ カリキュラム・マネジメントの充実・強化 9
- ⑥ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた ICT 機器や教材、支援機器の効果的活用の促進 10
- ⑦ ジョブ・コンダクターの活用や福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実・強化 11

II 障がいの有無にかかわらず、多様な学びを保障する環境の整備

(1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校

- ⑧ 特別支援教育への意識向上に向けた専門的な研修の充実 12

(2) 特別支援学校

- ⑨ 特別支援教育に関する専門性を有する外部人材等を活用した校内研修の実施 13
- ⑩ 学校の設置基準や教室不足に対応した特別支援学校の計画的な整備 14
- ⑪ 医療的ケア児の学習機会を保障するための安全で適切な医療的ケア実施体制の整備 15

(3) 小・中学校等、高等学校、特別支援学校

- ⑫ 特別支援学校と他校種を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの検討 16
- ⑬ 合同の学校行事など特別支援学校と他校種の交流及び共同学習の充実 17

第1章 大分県特別支援教育推進プラン(以下「推進プラン」)の策定について

1 第三次大分県特別支援教育推進計画の成果と課題について

「第三次大分県特別支援教育推進計画」(以下、「第三次推進計画」という。)は、平成30年2月に策定され、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」という基本方針の下、「障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」、「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上」を重点目標として取組を進めてきたところである。令和4年12月に計画内容を改訂し、併せて県長期総合計画、県長期教育計画にそろえるため2年延長した。

(1)障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

特別支援学校においては、盲学校、聾学校、別府支援学校3校について障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備を行ったり、大分市内の知的障がい特別支援学校の児童生徒数増加の対策として、中央支援学校の新設、知的障がい特別支援学校高等部生徒の職業教育充実のため、さくらの杜高等支援学校が開校したりするなど教育環境が充実した。年々、特別支援学校に通う児童生徒は増加傾向にあり、地域によっては、教室が不足するなどの課題が見られる。

小中学校等においては、特別支援教育のニーズの高まりを受け、特別支援学級の増加、通級指導教室の設置が進むなど特別な教育的支援の必要な児童生徒への多様な学びの場の整備が進んだ。一方、特別支援教育を進める管理職や担当教員の理解をさらに進める必要が見られた。

高等学校においては、平成28年4月の合理的配慮の提供が義務化以降、各学校で合理的配慮の提供に関わるマニュアルが作成され、申請のあった全生徒に合理的配慮が提供されている。また、特別支援教育支援員の申請があった学校には、すべて配置を行うことができている。今後も整備した環境を活用しつつ、さらなる充実に向けた検討が必要である。

(2)特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

特別支援学校においては、現行学習指導要領に基づいた教育課程の改善が図られ、主体的、対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善が進められた。また、医師や摂食指導等の専門家による指導・助言を生かした指導・支援が進んだ。一方、主幹教諭による個別の指導計画作成への助言・指導、授業観察のOJTについては、効果的な取組を検討する必要があるが見られた。また、自立活動へ専門家の指導・助言を生かしたケースが想定より低かったなど教職員の専門性の向上に向けた取組が不十分な部分も見られた。

2 国の動向や県の施策、社会情勢の変化による課題について

(1) 国の動向や県の施策、社会情勢の変化による新しい課題について

令和3年1月には中央教育審議会より『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』が出され、新時代の特別支援教育の在り方についてさまざまな提言がなされた。

また、令和3年6月には、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるように「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が策定され、学びの場を判断する際の基本的考え方や就労や進学等で支援の主体が変わっていく中での情報共有の在り方などが示された。

さらに、答申に示された提言を受ける形で特別支援学校の教育環境の改善といった観点から、特別支援学校の学級編制や施設・設備など必要最小限の基準を定めた「特別支援学校設置基準」が令和3年9月に公布され、令和4年4月より施行（一部令和5年4月より施行）されたところである。

令和5年度「新たな教育振興基本計画」が策定され、基本方針の一つに「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が示され、インクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応が求められている。

一方で、教育現場においても、臨時休業による授業時数の確保、集団で実施する学習や学校行事の制限、教職員不足などを背景とした子どもたちの学びの保障、教職員の研修機会の減少等さまざまな課題に直面している。

(2) 「県長期総合計画」「県長期教育計画」との関連について

令和7年度に「県長期総合計画」「県長期教育計画」が策定されることになっており、推進プランは、この2つの下位計画として位置づけ、それら2つの計画の具体的な取組を示すこととしている。

「県長期総合計画」においては、学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進の中で、特別支援教育の充実が示されている。「県長期教育計画」においては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、障がいの有無にかかわらず、多様な学びを保障する環境の整備の2つの取組の柱が示されている。

3 大分県特別支援教育推進プランの策定について

「推進プラン」を策定するに当たっては、上記の国の動向や県の施策、社会情勢の変化による課題を踏まえ、基本方針「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、共に学び支え合う共生社会へつなげるためのインクルーシブ教育システムの実現をめざす」とし、「同じ場で共に学ぶための条件整備」「個別の教育的ニーズに応えるための学びの場の確保」2つの重点目標を柱とし、令和7年度

から15年度までの9年計画で取組を進めていくこととした。

大分県長期教育計画と（仮）大分県特別支援教育推進プランの関連について（計画期間・基本方針）

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
県長期総合計画	大分県長期総合計画 （「安心・活力・発展プラン2015」） H27～R6（※R2.6改訂）									次期大分県 長期総合計画 ※R7～R15									
県長期教育計画	大分県長期教育計画 （「教育県大分」創造プラン2016） H28～R6（※R2.3改訂）									次期大分県 長期教育計画 ※R7～R15									
特別支援教育推進計画	第二次 特別支援教育 推進計画 ※H25～H29	第三次特別支援教育推進計画 H30～R6（※R4.12改訂 計画期間を2年間延長）									（仮）大分県特別支援教育 推進プラン ※R7～R15								

「大分県特別支援教育推進プラン」(概要)

基本方針

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、
一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、
共に学び支え合う共生社会へつなげるための
インクルーシブ教育システムの実現をめざす

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校
 - ① 自校通級や巡回指導などの通級による指導の充実
 - ② 特別支援教育コーディネーター等による校内支援体制の充実・強化と個別の教育支援計画の作成促進
 - ③ 授業実践に対する指導・助言体制の機能強化と「個別の指導計画」の質の向上
 - ④ 乳幼児期から学校卒業までを通じた一貫した教育的支援の確保と就学・進路選択に関する保護者等への助言体制の機能強化
- (2) 特別支援学校
 - ⑤ カリキュラム・マネジメントの充実・強化
 - ⑥ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じたICT機器や教材、支援機器の効果的活用の促進
 - ⑦ ジョブ・コンダクターの活用や福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実・強化

II 障がいの有無にかかわらず、多様な学びを保障する環境の整備

- (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校
 - ⑧ 管理職の特別支援教育への意識向上に向けた専門的な研修の充実
- (2) 特別支援学校
 - ⑨ 特別支援教育に関する専門性を有する外部人材等を活用した校内研修の実施
 - ⑩ 学校の設置基準や教室不足に対応した特別支援学校の計画的な整備
 - ⑪ 医療的ケア児の学習機会を保障するための安全で適切な医療的ケア実施体制の整備
- (3) 幼稚園、小・中学校等、高等学校、特別支援学校
 - ⑫ 特別支援学校と他校種を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの検討
 - ⑬ 合同の学校行事など特別支援学校と他校種の交流及び共同学習の充実

第2章 大分県特別支援教育推進プラン

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

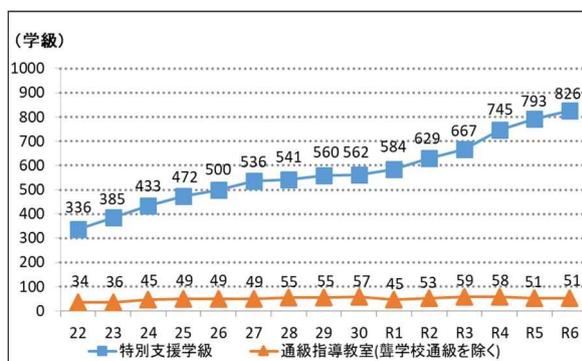
(1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校

① 自校通級や巡回指導などの通級による指導の充実

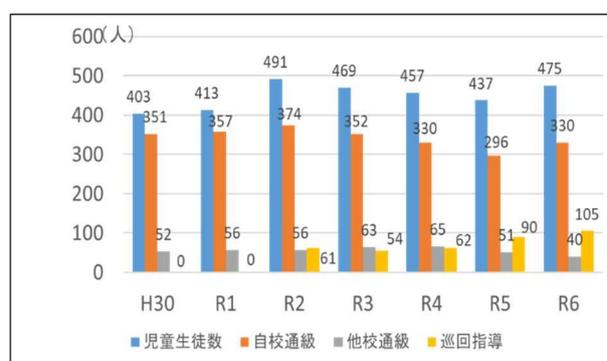
方策
○通級指導教室へのサポートや市町村教育委員会との連携

ア 現状と課題

第三次推進計画では、策定当初より地域のニーズに応じた特別支援学級、通級による指導教室（以下「通級指導教室」という。）の設置に取り組んできた。毎年実施をしている「特別支援学級及び通級指導教室に関する調査」によると、特別支援学級の設置数は増加傾向にあり、令和6年度には、826学級が設置されている。一方、通級指導教室の設置数については、50教室前後で推移している。また同調査によると、通級による指導を受けている小・中学校等の児童生徒数は増加傾向にあるが、近年は470人ほどで推移しており、横ばい傾向である。「特別支援教育体制整備状況調査」（以下、「体制整備状況調査」という。）によると、通常の学級に在籍して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加傾向であることから、通級による指導の更なる充実が望まれる。



▲図1 特別支援学級数と通級指導教室の推移 (小・中学校等)



▲図2 通級指導を受ける児童生徒数 (小・中学校等)

イ 具体的取組

教育委員会が作成した通級指導教室実践事例集を活用し、個々のニーズに応じた指導に生かすよう通級指導教室を設置している学校に個別の指導計画推進教員を派遣し、管理職への理解及び指導の充実を行う。

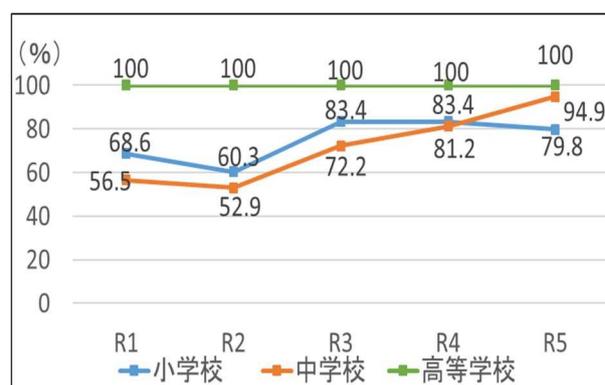
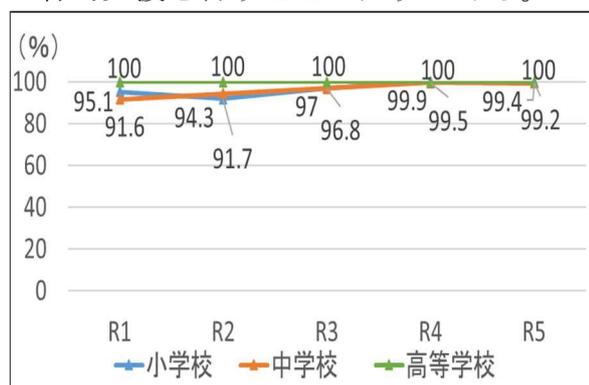
また、市町村教育委員会への理解啓発については、連絡協議会等を通じて、制度の説明や好事例の共有を行い、自校通級、巡回指導による指導の促進につなげる。

② 特別支援教育コーディネーター等による校内支援体制の充実・強化と個別の教育支援計画の作成促進

方策
○専門家の活用や研修を通じて、個別の教育支援計画への理解を図る

ア 現状と課題

第三次推進計画に基づき進めてきた通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒への個別の指導計画の令和5年度の作成率は、小学校99.4%、中学校99.2%、高等学校100%であった。作成に関しては、促進が進んだことがうかがえる。一方、本人を支援している関係機関の情報や支援内容、障がいの状態等を保護者等と情報共有する個別の教育支援計画は、令和5年度の作成率は、小学校79.8%、中学校94.9%、高等学校100%であった。個別の教育支援計画を作成活用し、障がいのある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育のみならず、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことが大切である。



▲図3 小・中学校、高等学校 個別の指導計画の作成率推移 ▲図4 小・中学校、高等学校 個別の教育支援計画の作成率推移
 (※図3、4とも、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒(通級指導を受ける者を除く)が対象)

イ 具体的取組

通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒の個別の教育支援計画の作成に向けては、専門家チームによる校内支援体制の整備や指導方法の工夫・改善に関する助言を行う専門家チーム相談会を通して、計画の作成を促す。

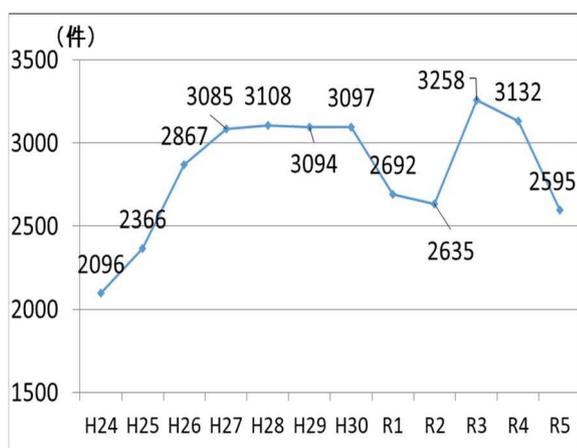
また、個別の教育支援計画は、作成の主体となる教職員の理解が欠かせないため、教職員を対象とした作成や活用に関する研修を実施する。

③ 授業実践に対する指導・助言体制の機能強化と「個別の指導計画」の質の向上

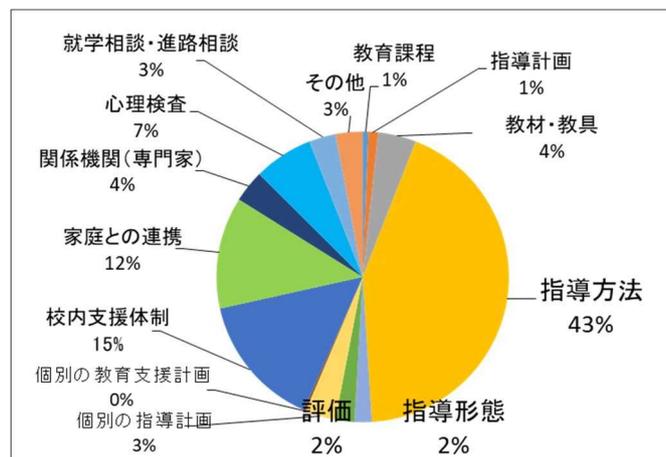
方策
○特別支援学校のセンター的機能の強化と専門性向上のための研修の実施

ア 現状と課題

特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が地域の小中学校等の要請に応じて訪問し、個別の指導計画の作成や個に応じた指導方法等の助言を行う巡回相談を実施している。毎年、約3,000件の相談を受けており、令和5年度の相談内容の内訳を見ると、指導方法に関する相談が43%と一番高く、続いて校内支援体制15%、家庭との連携12%となっている。一方、個別の指導計画の相談は、3%と低く、指導方法で話し合われた内容を個別の指導計画へ反映させる質の向上が課題である。



▲図5 巡回相談件数の推移



▲図6 特別支援学校のセンター的機能に係る巡回相談の内訳

イ 具体的取組

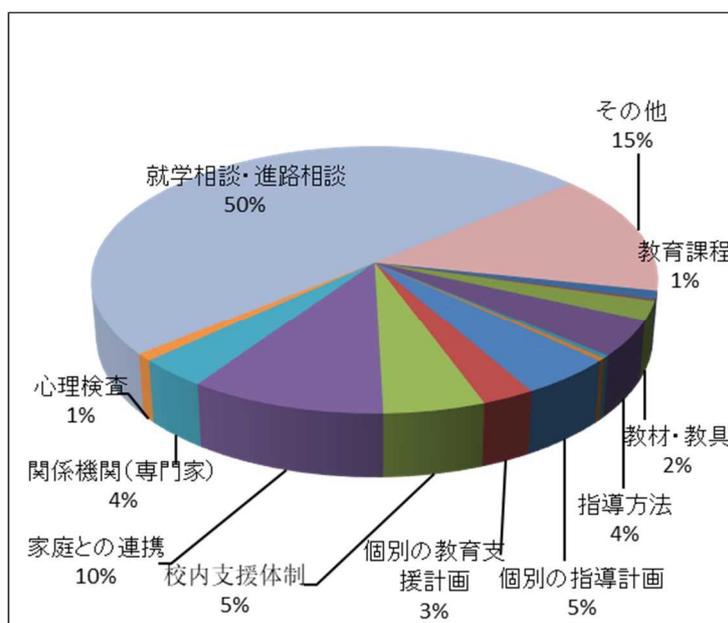
授業実践に対する指導・助言体制の機能強化と「個別の指導計画」の質の向上に向けて、小・中学校等の特別支援教育コーディネーター等の専門性向上のため、個別の指導計画の質の向上を図るための内容を取り入れた研修を行う。

④ 乳幼児期から学校卒業までを通じた一貫した教育的支援の確保と就学・進路選択に関する保護者等への助言体制の機能強化

方策
○関係機関や市町村教育委員会と連携した教育的支援の推進

ア 現状と課題

令和3年6月に、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるように「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が策定され、学びの場を判断する際の基本的考え方や就労や進学等で支援の主体が変わっていく中での情報共有の在り方などが示された。また、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、それぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者とともに必要な情報を共有化することが大切である。関係機関が適切な役割分担の下に、障がいのある子どものニーズを把握し、関係機関との連携による乳幼児期から学校卒業段階までの一貫した支援が行われる必要がある。



▲図7 特別支援学校のセンター的機能に係る来校相談

イ 具体的取組

就学・進路選択に関する保護者等への助言体制の機能強化のため、市町村教育委員会に対して、就学支援の手引きの説明を行い、保護者への適切な助言につながるようにする。また、関係機関等と連携して、支援の際、必要な情報を共有できる相談支援ファイルの作成活用を促す。

(2) 特別支援学校

⑤ カリキュラム・マネジメントの充実・強化

方策
○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育課程の改善・充実

ア 現状と課題

第三次推進計画の取組において、カリキュラム・マネジメントを進めるツールとして、「カリキュラム・マネジメント推進ガイドブック」を作成し、カリキュラム・マネジメントの定着を図ることができ、教育課程の改善につながった。

今後、カリキュラム・マネジメントの充実・強化するために、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践に向けての授業改善の取組を通して、さらに、教育課程の改善・充実を進める必要がある。

イ 具体的取組

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、モデル校を定め、成果発表や授業を公開する授業研究会を実施する。

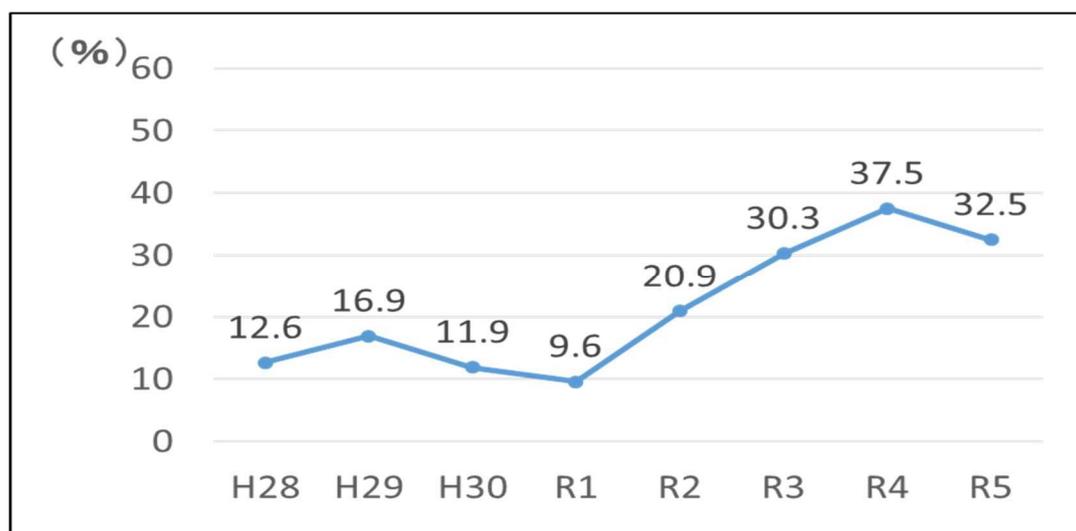
あわせて、「主体的・対話的で深い学び」に資するカリキュラム・マネジメントをテーマに教職員を対象とした研究会等を実施する。

⑥ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた ICT 機器や教材、支援機器の効果的活用の促進

方策
〇ICT 機器や教材、支援機器の活用事例の共有と教職員の研修の充実

ア 現状と課題

特別支援学校では、幼児児童生徒の学習・生活面での困り事を自分で解決する力が向上するよう、校内でタブレット型端末を活用できる環境整備や、教職員の研修等に取り組んできた。令和5年度のタブレット型端末を授業で毎日活用する幼児児童生徒の割合は、73.6%であり、年々増加している。一方、家庭等（スマートフォンを含む）で活用している幼児児童生徒は、32.5%と授業での活用に比べ、低い状況がある。



▲図8 タブレット型端末機器等（スマートフォン含む）の家庭等での活用率の推移

イ 具体的取組

幼児児童生徒がタブレット型端末機器等（スマートフォン含む）の家庭等で活用するためには、児童生徒一人一人に応じた活用方法を、教職員だけでなく、保護者向けにも提案、指導を行うことが必要である。そのため、iPad 活用サイト（イントラネット内）・ICT 活用授業&探究ライブラリポータルサイト（インターネット公開）の活用による各校の優良実践等、家庭への共有を図り、活用の促進につなげる。

⑦ ジョブ・コンダクターの活用や福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実・強化

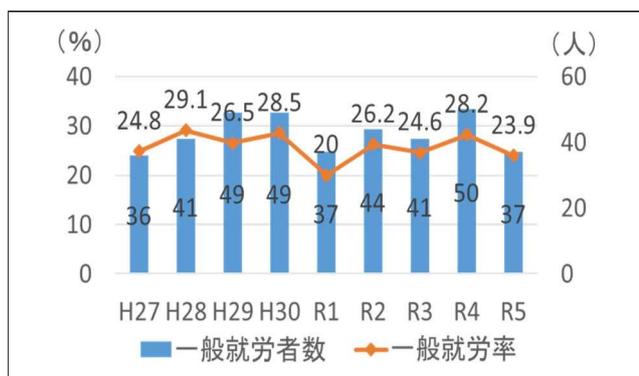
方策
○高等特別支援学校のセンター的機能やジョブ・コンダクターの活用等による各特別支援学校での職業教育の充実

ア 現状と課題

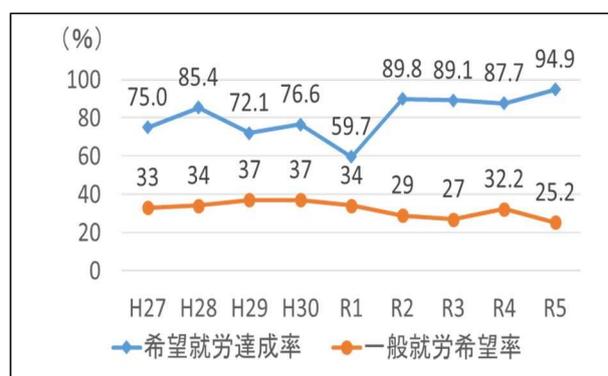
第三次推進計画において、一般就労をめざす知的障がい高等部生徒の職業教育充実のために、令和4年4月、さくらの杜高等支援学校を開校した。さくらの杜高等支援学校では、他の特別支援学校の一般就労に向けた取組を充実させるためのセンター的機能を担っている。

また、近年、知的障がい特別支援学校高等部生徒について、卒業時点での希望就労達成率は高いものの、高等部3年4月時点で一般就労を希望する割合（一般就労希望率）は低下している。

今後、一般就労率向上にあたっては、キャリア教育の視点からの教育課程の改善や授業改善、教職員、保護者、本人の一般就労に対する意識を高める取組を進め、希望する生徒を増やしていく必要がある。



▲図9 知的障がい特別支援学校高等部卒業生の一般就労率と一般就労者数の推移



▲図10 知的障がい特別支援学校における一般就労希望率と希望就労達成率の推移

イ 具体的取組

さくらの杜高等支援学校の職業教育のセンター的機能の活用として、特別講師等による授業等の配信、教職員対象の専門教科実務研修の実施、合同企業説明会の開催等、一般就労に向けた取組を他の特別支援学校に共有し、一般就労率の向上に取り組む。

特別支援学校には、進路先の開拓や、障がい者雇用に向けて企業等に仕事の切り出しの提案をするジョブ・コンダクターを配置している。新規企業の開拓や、企業に対して特性に応じた仕事の提案など行い、多様な生徒の進路希望に応えられるようにする。

Ⅱ 障がいの有無にかかわらず、多様な学びを保障する環境の整備

(1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校

⑧ 管理職の特別支援教育への意識向上に向けた専門的な研修の充実

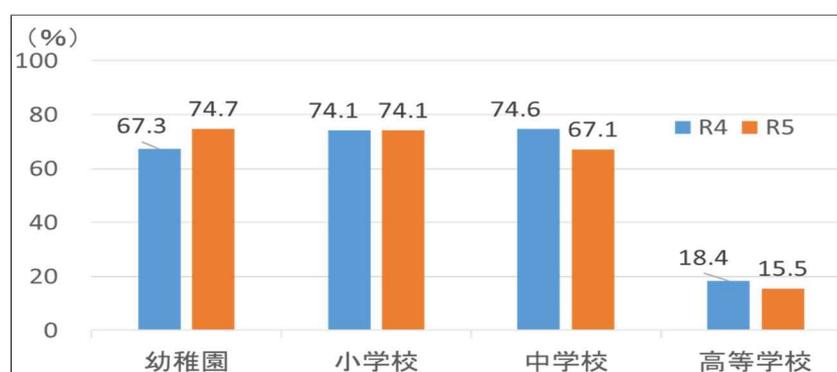
方策
○高等学校や市町村教育委員会等と連携した管理職向けの研修の充実

ア 現状と課題

第三次推進計画において、管理職の特別支援教育への意識向上のため、専門的研修の実施に取り組んできた。特別支援教育体制整備状況調査では、幼稚園、小・中学校の管理職が1年以内に特別支援に関する行政研修を受講した割合は、令和4、5年度ともに、7割程度となっている。一方、高等学校の管理職については、2割に満たない状況にある。

国においても「特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策」の中で、管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮することや学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備することなどの提言がなされている。

また、令和6年度大分県公立学校教員育成指標（管理職）の資質能力においても、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応が位置づけられ、幼稚園、小・中学校等、高等学校すべての校種の管理職に特別支援教育に関わる専門性の向上が求められている。



▲図 11 特別支援教育に関する研修を受けた管理職の割合

イ 具体的取組

どの校種においても特別な教育的支援の必要な子どもたちが在籍していることを踏まえ、管理職を中心に、特別支援教育にかかわる環境の整備を図ることは必要不可欠である。

管理職が特別支援教育に関する知識を持ち、学校経営の中で、特別支援教育をどのように展開していくのかビジョンを持つことができるようになるため、オンデマンド配信による研修の実施等、高等学校や市町村教育委員会と連携し、管理職向けの研修の案内等、研修機会の周知を行い、研修の充実を図る。

(2) 特別支援学校

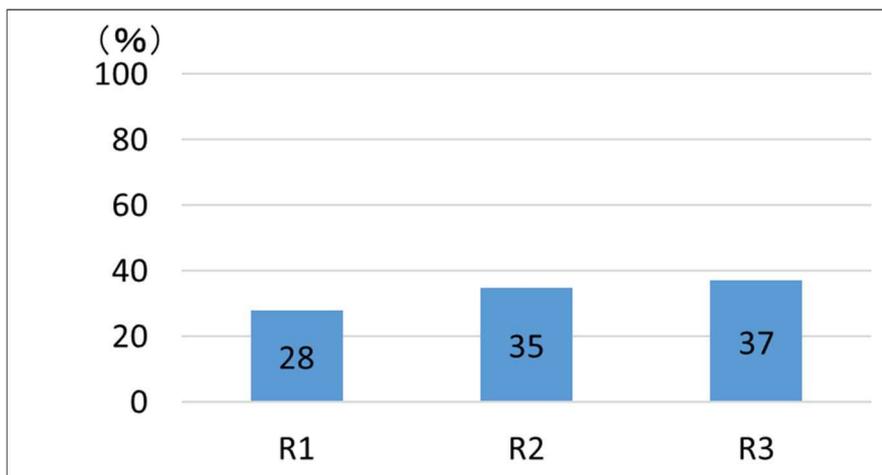
⑨ 特別支援教育に関する専門性を有する外部人材等を活用した校内研修の実施

方策
○摂食指導や自立活動等、個々の状態に応じた指導に関する実践的な研修の充実

ア 現状と課題

第三次推進計画の中で、幼児児童生徒の多様なニーズに応え、適切な指導・支援を行うためには、「個別の指導計画」の充実を図ることが必要ととらえ、給食等の自立活動の指導場面における医師や専門家等の助言に基づいた指導を進めてきた。多くの学校で専門家を招聘してきたことで、障がいの状態が重度・重複化している幼児児童生徒への個別の指導計画への反映が進んできた。

障がいの状態が重度、重複化している幼児児童生徒だけでなく、様々な困難を抱えている幼児児童生徒に対して、教員だけでは解決できない個別の課題を、専門家等と連携し、質の高い教育を実現する必要がある。



▲図 12 外部専門家による指導・助言を「自立活動」の個別の指導計画に反映した割合

イ 具体的取組

個々の障がいの状態やニーズに応じて、専門家を招聘し、指導場面への指導・助言を受けるなど、摂食指導、コミュニケーションや人間関係等、自立活動に関する実践的な研修の充実を図る。

また、指導・助言内容を「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に反映させ、校内で継続した指導が行われるようにする。

⑩ 学校の設置基準や教室不足に対応した特別支援学校の計画的な整備

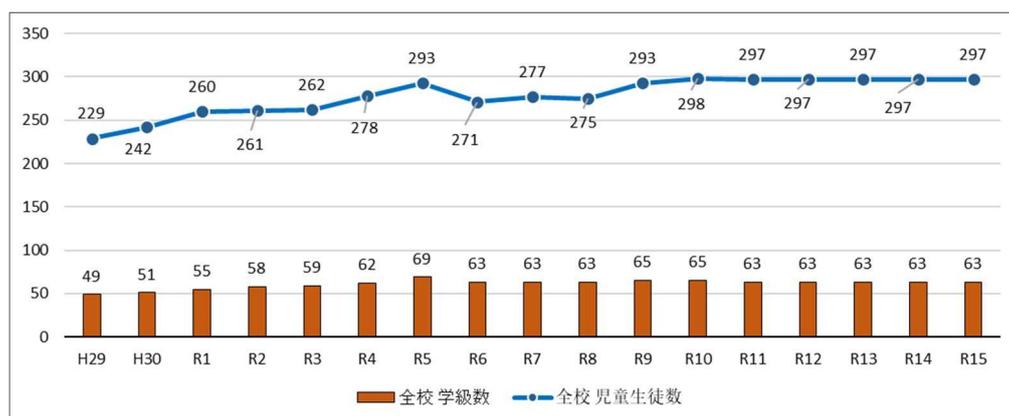
方策

○知的障がい特別支援学校における教室不足解消のための対応策の検討

ア 現状と課題

近年の児童生徒数の増加に伴う、大分市内2校の特別支援学校（新生支援学校、大分支援学校）の教室不足解消の対応するため、第三次推進計画に基づき、令和6年4月に中央支援学校が開校した。中央支援学校の開校により、新生支援学校の教室不足は緩和されたが、大分支援学校については、想定を上回る児童生徒数の増加により、現在も教室不足の状態があり、プレハブ校舎を設置して対応している。

また、他の知的障がい特別支援学校についても、近年児童生徒数が増加しており、多くの学校で教室不足の状態にあり、教室の間仕切りや特別教室への転用で対応しているところであるが、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、教室の確保が課題である。



▲図13 大分支援学校児童生徒数・教室数推移（R7以降は予測値）

イ 具体的取組

大分支援学校については、現在プレハブ校舎を設置して、教室不足へ対応しているが、今後も児童生徒数の増加が見込まれるため、引き続き対応策を検討していく。

他の知的障がい特別支援学校についても、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、教室の確保が必要であるため、教室の不足数に応じて、対応策を検討する。

⑪ 医療的ケア児の学習機会を保障するための安全で適切な医療的ケア実施体制の整備

方策

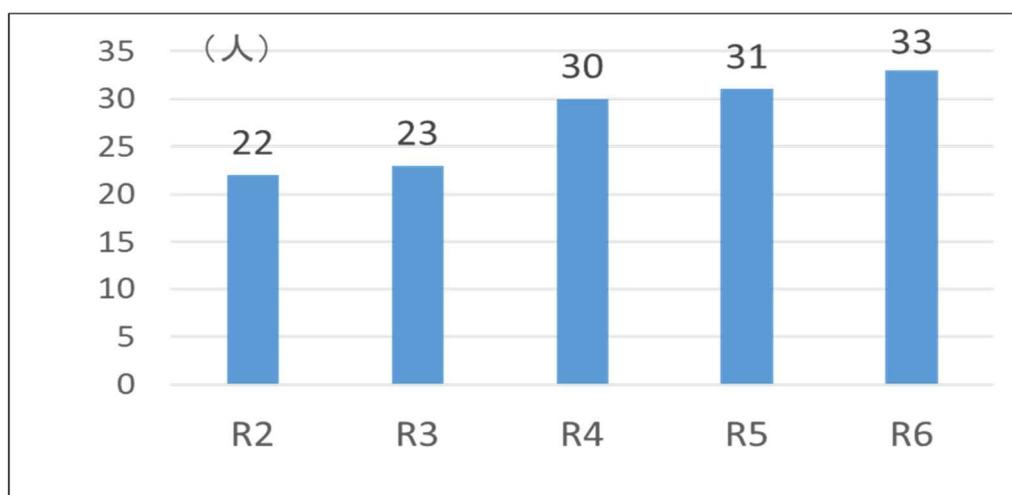
○医療的ケア児の学びを保障するための体制の整備

ア 現状と課題

医療的ケアの実施については、安全・安心な環境の整備を行う必要があることから県では、医療的ケア運営協議会を年2回開催し、医療関係者、保護者、関係機関等からの意見や助言をもとに、医療的ケアの拡充に努めてきた。

学校看護職員の配置については、一人でも医療的ケアの申請があった全ての県立学校に配置しており、児童生徒の学びが保障できるようしている。令和6年度には人工呼吸器の必要な生徒の受入れ、修学旅行等の泊を伴う校外学習に訪問看護ステーションと契約した看護師が同行できるよう体制を整えた。

今後も、医療的ケア児の学びを保障するため、登下校時の対応や修学旅行等の泊を伴う校外学習の対象者の拡大等、さらなる充実を行う必要がある。



▲図 14 特別支援学校における学校看護職員の配置の推移

イ 具体的取組

宿泊を伴う校外学習については、安全な教育活動の実施を前提としつつ、より多くの医療的ケアを必要とする児童生徒の学習機会がもてるよう、医師や専門家、訪問看護ステーション協会等と対象となる要件の緩和等の検討を進める。

登下校時の対応については、個々の児童生徒のニーズを把握するための調査の実施や、他県の取り組み状況を参考に、医療的ケアの必要な児童生徒の安全な登下校のあり方について、関係機関と連携しながら検討を進める。

(3) 幼稚園、小・中学校等、高等学校、特別支援学校

⑫ 特別支援学校と他校種を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの検討

方策
○外部有識者等の意見を踏まえながら、インクルーシブな学校運営モデルの学校設置を検討

ア 現状と課題

第三次推進計画においては、インクルーシブ教育システムの構築として、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことを目指しつつ、個々の児童生徒の障がいの状態に応じて、最も適切な教育を提供できるように幼稚園、小・中学校等、高等学校、特別支援学校における教育環境及び内容の充実を図ってきた。

令和5年に閣議決定された教育振興基本計画において、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の一つとして、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営する学校モデルの創設が示されている。

全国では、小・中・高等学校の空き教室等を活用し、特別支援学校の分教室を設置する例も出てきている。それらの学校においては、行事や部活動での交流や合同授業等を実施し、障がいのある子どもと障がいのない子どもがお互いのことを理解し、学ぶ上で効果的な取組となっている。

イ 具体的取組

本県においても、インクルーシブな学校運営モデルの学校設置に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶための条件整備について、他県の状況や有識者等の意見を踏まえながら、検討を進める。

⑬ 合同の学校行事など特別支援学校と他校種の交流及び共同学習の充実

方策

○副次的な籍の導入等、交流及び共同学習の充実のための環境の整備

ア 現状と課題

学習指導要領においては、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことが位置づけられている。特別支援学校では交流及び共同学習が教育課程上に位置づけられ、近隣の学校との学校間交流や、児童生徒の居住地にある学校との居住地校交流が実施されている。しかし、居住地校交流では、毎年度の学校間の手続きや、交流校までの通学、担当教員の引率などの課題があげられ、年間1～3回程度の回数となっている。

そのような中、全国では、居住する地域との結び付きを強め、継続的に交流を推進するため、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の学校に副次的な籍を置く例も出てきている。

イ 具体的取組

本県においても、居住地にある小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、副次的な籍のモデル地域を設定し、事例発表や導入に向けての手引きの作成を通して、他地域での導入の検討を進める。